

総合評価落札方式における技術評価に関する苦情処理手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市総合評価落札方式実施要領（以下「実施要領」という。）第20条の規定により、入札参加者から総合評価落札方式における技術評価の内容に関する苦情を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(苦情申立て)

第2条 苦情申立ては、落札者決定の日の翌日から5日（千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）に規定する市の休日（以下「市の休日という。」）を含まない。）以内に、苦情申立書（様式第1号）により、実施要領第6条第1項に規定される技術審査会（以下「技術審査会」という。）に対して行うものとする。

2 技術審査会は、前項の苦情申立てがあった場合には、苦情申立てをできる最終日の翌日から5日（市の休日を含まない。）以内に、苦情申立回答書（様式第2号）により、申立者に回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長することができる。

3 技術審査会は、入札参加者でないこと、申立期限が徒過していること、所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないこと、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。この場合において、技術審査会は、苦情申立てをできる最終日の翌日から5日（市の休日を含まない。）以内に、苦情申立回答書（様式第2号）により、申立者にその旨を通知しなければならない。

4 苦情申立ては、原則として、入札・契約手続の執行を妨げないものとする。

(再苦情申立て)

第3条 苦情申立回答書を受理した申立者であって、当該回答書による説明に不服があるものは、当該回答を受けた日の翌日から7日（市の休日を含まない。）以内に、再苦情申立書（様式第3号）により、技術審査会に対して再苦情申立を行うことができる。

2 技術審査会は、前項の再苦情申立があった場合は、速やかに千葉市入札適正化・苦情検討委員会設置条例（平成22年千葉市条例30号）で設置する千葉市入札適正化・苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

- 3 技術審査会は、前項の規定にかかわらず、第1項に定める申立要件に該当する者でないこと、申立期間が徒過していること、所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないこと、その他客観的かつ明白に苦情申立の適格を欠くと認められるときは、その再苦情申立てを却下することができる。この場合において、技術審査会は、再苦情申立てがあった日の翌日から7日（市の休日を含まない。）以内に、却下通知書（様式第4号）により、申立者に通知しなければならない。
- 4 技術審査会は、前項の却下の決定を行った場合は、委員会に報告しなければならない。
- 5 再苦情申立は、原則として、入札・契約手続の執行を妨げないものとする。

（苦情処理会議）

第7条 委員会は、技術審査会から審議依頼があったときは、苦情処理会議を開催し、申立者及び技術審査会等から書面の提出その他委員会が必要と認める方法により審議を行うものとする。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは意見書を作成し、再苦情申立てがあった日から概ね50日（市の休日を含む。）以内に、技術審査会に報告を行うこととする。
- 3 技術審査会は、前項の報告を受けた日の翌日から7日（市の休日を含まない。）以内に、委員会の審議の結果を踏まえた上で、審議結果通知書（様式第5号）により、申立者に回答するものとする。この場合において、再苦情申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を、再苦情申立てが認められたときは技術審査会が今後講じようとする措置の概要を、申立者に対し明らかにするものとする。

（補則）

第5条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式における技術評価の内容に関する苦情申出があった場合の取扱い等に関し必要な事項は、技術管理課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に総合評価落札方式における技術評価を行った請負工事について適用する。